

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成23年佐倉市条例第10号）改正案（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第2条（略）</p> <p>(1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。） 第4条第12項に規定する開発行為をいう。</p> <p>(2)（略）</p> <p>ア 最高の高さが10メートルを超える建築物。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域及び工業地域においては、既存建築物の高さを超えず、かつ、近隣住民等に影響を及ぼすおそれのないものを除く。</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>2（略） （適用範囲）</p>	<p>第2条（略）</p> <p>(1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。） 第4条第12項に規定する開発行為<u>で、その面積が500平方メートル以上のもの</u>をいう。</p> <p>(2)（略）</p> <p>ア 最高の高さが10メートルを超える建築物</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>2（略） （適用除外）</p>
<p>第3条 <u>この条例は、500平方メートル以上の開発行為について適用する。</u></p>	<p>第3条 <u>この条例の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、この条例は適用しない。</u></p>	<p>(1) <u>法第29条第1項第2号及び第4号から第11号までに掲げる開発行為</u></p>
<p>(1) <u>法第29条第1項第2号及び第4号から第11号までに掲げる開発行為</u></p>	<p>(2) <u>佐倉市開発行為等の規制に関する条例（平成14年佐倉市条例第20号）第5条第1項第1号、第3号又は第4号に規定する開発行為</u></p>
<p>(2) <u>佐倉市開発行為等の規制に関する条例（平成14年佐倉市条例第20号）第5条第1項第1号、第3号又は第4号に規定する開発行為</u></p>	<p>(3) <u>基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同項若しくは同条第5項に規定する仮設建築物の建築</u></p>
<p>(3) <u>基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同項若しくは同条第5項に規定する仮設建築物の建築</u></p>	<p>(3) <u>基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同項若しくは同条第5項に規定する仮設建築物の建築</u></p>
<p>（一体性を有する開発事業の取扱い）</p> <p>第4条 2以上の開発事業（この条例の適用を受けない<u>小規模の開発事業</u>を含む。以下この条において同じ。）が、事業区域、開発事業の期間、開発事業者等について規則で定める要件に該当するときは、一体性を有するものとし、これらの開発事業を一の開発事業とみなす。</p>	<p>（一体性を有する開発事業の取扱い）</p> <p>第4条 2以上の開発事業（この条例の適用を受けない<u>小規模の事業</u>を含む。以下この条において同じ。）が、事業区域、開発事業の期間、開発事業者等について規則で定める要件に該当するときは、一体性を有するものとし、これらの開発事業を一の開発事業とみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(開発事業の取りやめ)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第7条に規定する協議について規則で定めるところにより申請した日から起算して2年以内に第13条第1項に規定する協議書を締結しない場合は、当該協議に係る開発事業を取りやめたものとみなす。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(開発事業の取りやめ)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(工事の着手の届出)</p> <p>第18条 <u>開発行為に該当しない中高層建築物の建築を行う開発事業者は、開発事業の工事に着手するときは、その旨を規則で定める書面により市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(特定施設の設置等に係る届出等)</p>	<p>(工事の着手の届出)</p> <p>第18条 開発事業者は、開発事業の工事に着手するときは、その旨を規則で定める書面により市長に届け出なければならない。</p> <p>(特定施設の設置等に係る届出等)</p>
<p>第19条 (略)</p> <p>(工事の完了の届出)</p> <p>第21条 <u>開発行為に該当しない中高層建築物の建築を行う開発事業者は、開発事業の工事が完了したときは、速やかにその旨を規則で定める書面により市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(開発行為の接道の基準)</p>	<p>第19条 (略)</p> <p>(工事の完了の届出)</p> <p>第21条 開発事業者は、開発事業の工事が完了したときは、速やかにその旨を規則で定める書面により市長に届け出なければならない。</p> <p>(開発行為の接道の基準)</p>
<p>第35条 (略)</p> <p>(1) <u>事業区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為にあつては、事業区域外の幅員9メートル(主として住宅又は有料老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定するものをいう。)、社会福祉施設等その他の入所を伴う福祉施設の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、幅員6メートル)以上の道路。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第35条 (略)</p> <p>(1) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為にあつては、事業区域外の幅員9メートル(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、幅員6メートル)以上の道路</p> <p>(2) (略)</p>

附 則 (令和×年×月×日佐倉市条例第×号)  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に申請される事前協議について適用し、同日前に申請された事前協議については、なお従前の例による。